

【38 件 文】 甘楽郡黒川村出火被害届（年次不詳）

乍レ恐以二書付一御注進申上候

一 甘楽郡黒川村枝郷中野、理右衛門居宅より

当月十八日明七ツ時出火仕、平兵衛宅・吉内

宅、合三軒焼失仕候、早速村中之者

馳集り防申候得共、其節風冽敷御

座候故、雜物等一切出不レ申候

一組頭平兵衛御預り申候四季打鉄炮

壹挺、玉目三匁四分并印判焼失仕候、

病身之母つれいだし退せ候得者、其内

家ニ火移り、薦焼崩れ申候ニ付、取出シ

不レ申焼失仕候

右之通御注進申上候、相違無二御座一候、

以上

甘楽郡黒川村

名主

未極月

組頭

金左衛門印

百姓代

伝兵衛印

同断

惣兵衛印

清兵衛印

同断

四郎兵衛印

吉右衛門印

石原半右衛門様

御役所

【38 読み下し文】

恐れ乍（なが）ら書付を以て御注進（ちゅうしん）申し上げ候

一 甘樂郡黒川村枝郷（えだごう）中野、理右衛門居宅より

当月十八日明七つ時出火仕り、平兵衛宅・吉内

宅、合わせて三軒焼失仕り候、早速（さっそく）村中の者

馳せ集まり防ぎ申し候えども、其の節風冽敷（はげしく）御

座候故、雜物（ぞうもつ）等一切（いっさい）出せ申さず候

一組頭平兵衛御預かり申し候四季打（しきうち）鉄炮

壹挺、玉目（たまめ）三匁四分（ふん）並び印判焼失仕り候、

病身の母ついだし退かせ候えば、其の内

家に火移り、萱（かや）焼け崩れ申し候に付、取り出し

申さず焼失仕り候

右の通り御注進申し上げ候、相違御座無く候、

以上

甘樂郡黒川村

名主

金左衛門（印）

組頭

伝兵衛（印）

百姓代

惣兵衛（印）

同断

清兵衛（印）

四郎兵衛（印）

同断

吉右衛門（印）

石原半右衛門様

御役所